

## [講演要旨]

# 宝永地震(1707年)前後の京都における有感地震の検討

西山昭仁 (東京大学 史料編纂所・地震火山史料連携研究機構)

### § 1. はじめに

宝永地震は、宝永四年十月四日(グレゴリオ暦: 1707年10月28日)の午下刻~未上刻頃(午後1時前後)に、遠州灘沖と紀伊半島・四国沖を震源として発生した海溝型の巨大地震とされる。この地震では直後に発生した津波によって、東海道~伊勢湾~紀伊半島~四国~九州の太平洋沿岸地域が甚大な被害を蒙っただけでなく、同地域は大きな揺れに襲われて多大な地震被害を蒙った。

太平洋沿岸から離れた京都においても、地震によって燈籠の倒壊など小規模な被害が生じており、宝永地震時の状況が様々な日記史料に記されている。本研究では、京都で記された日記史料にみられる有感地震の記録に基づいて、宝永地震時の京都での揺れ方、地震への人々の対応、宝永地震前後の京都における有感地震数の推移についてみていく。

### § 2. 『光行日次』の有感記録

『光行日次』は、下鴨神社(京都市左京区下鴨泉川町)の社家であった鴨脚家に伝来する『鴨脚正彦家文書』所収の日記史料であり、宝永地震前後の期間について連続した記録がある。元禄十三年(1700年)から宝永四年九月の地震発生直前まで、有感地震の記録は一年間に一回未満であり、地震の記録のない月がほとんどで、地震の記録のない年もある。

十月四日の宝永地震発生に際して「未上刻許地震騒動」や「入夜地震両三度」とあり、同月中は有感地震の記録は頻繁にあるが、翌十一月からは急速に減少する。宝永五年(1708年)には年間数回程度の有感地震の記録がみられるが、宝永六年(1709年)以降は一年に一回程度に減少しており、宝永地震前の状態に戻っている。

### § 3. 『御広間雑記』の有感記録

『御広間雑記』は、吉田神社(京都市左京区吉田神楽岡町)の神官であった吉田家の日記史料であり、宝永地震前後の連続記録がある。元禄十三年から宝永四年九月まで、有感地震の記録は一年間に数回程度で、地震の記録のない月がほとんどである。

十月四日には「午下刻大地震入夜一両度地震」とあり、四日の大きな地震の後、同月中は有感地震の記録は頻繁にあるが、翌十一月になると半分に以下に減少する。宝永五年・同六年・同七年(1710年)には年間数回程度の有感地震の記録がみられるが、正徳

三年(1713年)以降は一年に一回程度に減少しており、宝永地震前の状態に戻っている。

### § 4. 『基熙公記』の有感記録

『基熙公記』は、公家の近衛基熙によって近衛家今出川邸(京都市上京区京都御苑)で記された日記史料であり、連続記録ではないものの、宝永地震時の揺れ方について詳細な記述がある。

宝永地震について「未上刻大地震動、庭中水船水コボル十分之中五分許也、諸人騒動、道歩者七八町許歩程之間也」や、「凡月中昼夜五三度小震不止、至十二月始漸止、雖然時々有小震」とある。この記述によると、大きな地震の後に揺れが長く続いており、大きな地震の揺れの大きさは水桶の水が半分くらい溢れたほどである。また、十月中は小さな揺れが止まず、十二月の初めにようやく止んだ状況がわかる。

### § 5. 地震への対応

『基熙公記』には「諸人騒動」とあり、人々が騒ぎ立てた様子が窺える。また、『光行日次』には地震発生の翌五日に「昨日就地震 禁裏御祈被 仰付、予参社於神前御祈申」とあり、十日には「仙洞御所従今日一七ヶ日地震御祈禱勤之」とある。朝廷では十月四日の昼以降打ち続く地震に不安を感じており、これを鎮静化する目的で、禁裏(天皇)と仙洞御所(上皇)の命により下鴨神社で地震祈禱が開始されている。

### § 6. おわりに

京都で記された日記史料にある有感地震の記録によると、宝永地震の発生直後に有感地震の記録が増加する。しかし、宝永地震を挟む前後数年の期間について、地震の記録数に顕著な差はみられない。

『基熙公記』には、宝永地震の揺れ方について「昔(卅六年)已前五月一日有大地震)有大地震事、其時之地震ノ五分ノ一也」とある。『基熙公記』に記されている「三十六年前」は「四十六年前」の誤記であり、当該の大地震は、寛文二年(1662年)五月一日に発生して、近畿地方北部に被害を与えた寛文近江・若狭地震を示している。この地震では、京都の市街地でも大きな揺れによって多大な被害が生じている。近衛基熙は、自らが十五歳の時に遭遇した寛文二年の京都での被害地震と、今回の宝永地震による揺れの大きさを比較しており、宝永地震は五分の一ほどの揺れであったと評価している。